

新旧対照表

○千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針（平成28年9月15日策定）

※青字は表の横書き化に伴う改正箇所を、赤字はその他の改正箇所を示す。

改正案	現行
<p>(指導の方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県は、不適正な再生土の埋立て等が疑われる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一 <b>地質</b>の分析検査</p> <p>二 略</p> <p>3 略</p> <p>(土壌の安全基準等に適合しない再生土の使用禁止及び<b>地質検査</b>)</p> <p>第7条 再生土の埋立て等を行う者は、<b>別表第1から別表第3まで</b>に定める基準に適合しない再生土及び再生土の埋立て等の目的に応じた性状を有しない再生土を使用しないものとする。</p> <p>2 特定埋立て等（条例第2条第2項に規定する特定埋立て等をいい、条例第5条第1項の規定による届出を要しないものを除く。以下同じ。）を行う者は、特定埋立て等を開始した日から<b>3月</b>ごとに、県職員の<b>立会</b>の上、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号）第10条第1項の規定の例により特定埋立て等に伴う区域の土壌についての<b>地質検査</b>を行い、その結果を<b>地質検査結果報告書</b>（別記第1号様式）により、県に報告するものとする。</p> <p><b>3 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</b></p> <p>一 <b>前項の規定による地質検査に使用した再生土を採取した地点の位置図及び現場写真</b></p> <p>二 <b>前項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第2号様式）及び地質検査結果証明書</b></p>	<p>(指導の方針)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 県は、不適正な再生土の埋立て等が疑われる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一 <b>土質</b>の分析検査</p> <p>二 略</p> <p>3 略</p> <p>(土壌の安全基準等に適合しない再生土の使用禁止及び<b>土質検査</b>)</p> <p>第7条 再生土の埋立て等を行う者は、<b>別表</b>に定める基準に適合しない再生土及び再生土の埋立て等の目的に応じた性状を有しない再生土を使用しないものとする。</p> <p>2 特定埋立て等（条例第2条第2項に規定する特定埋立て等をいい、条例第5条第1項の規定による届出を要しないものを除く。以下同じ。）を行う者は、特定埋立て等を開始した日から<b>3月</b>ごとに、県職員の<b>立会</b>の上、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号）第10条第1項の規定の例により特定埋立て等に伴う区域の土壌についての<b>土質検査</b>を行い、その結果を<b>土質検査結果報告書</b>（別記第1号様式）により、県に報告するものとする。</p> <p><b>(新設)</b></p>

(特定埋立て等の説明会等の実施状況の報告)

第10条 特定埋立て等を行う者は、条例第5条第1項の規定による届出に当たり、第8条に規定する説明会及び前条に規定する説明の実施状況を特定埋立て等説明会等実施状況報告書（別記第3号様式）に記載して添付するものとする。この場合において、第8条第3項に規定する場合に該当するときは、その記録を併せて添付するものとする。

(実績報告書)

第11条 再生土の製造事業者は、県の求めに応じ、前年度（前年の4月1日から当該年の3月31日まで）における脱水、破砕その他規則第3条に規定する処理を行った産業廃棄物（条例第2条第1項に規定する産業廃棄物をいう。）の種類及び処理後の再生土の製造量、出荷量、出荷先その他必要な事項を実績報告書（別記第4号様式）により、県に報告するものとする。

別表第1（土壌溶出量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.003ミリグラム</u> 以下	<u>日本産業規格K0102</u> （以下「規格」という。） <u>55.2、55.3又は55.4</u> に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 <u>38</u> に定める方法（規格 <u>38.1.1</u> 及び <u>38の備考11</u> に定める方法を除く。）又は <u>昭和46年環境庁告示第59号付表1</u> に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	<u>昭和49年環境庁告示第64号付表1</u> に掲げる方法又は規格 <u>31.1</u> に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、 <u>昭和49年環境庁告示第64号付表2</u> に掲げる方法）
鉛	検液 <u>1リットル</u> につき	規格 <u>54</u> に定める方法

(条例に基づく届出)

第10条 特定埋立て等を行う者は、条例第5条第1項の規定による届出に当たり、第8条に規定する説明会及び前条に規定する説明の実施状況について記載した書面（特定埋立て等住民説明等実施状況報告書（別記第2号様式））を添付するものとする。

また、第8条第3項に規定するものがあつたときは、その記録を添付するものとする。

(実績報告書)

第11条 再生土の製造事業者は、毎年6月末までに、前年度（前年の4月1日から当該年の3月31日まで）における脱水、破砕その他規則第3条に規定する処理を行った産業廃棄物（条例第2条第1項に規定する産業廃棄物をいう。）の種類、処理量等及び処理後の再生土の種類、販売先、販売量等を実績報告書（別記第3号様式）により、県に報告するものとする。

別表（土壌溶出量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 <u>一リットル</u> につき <u>〇・〇一ミリグラム</u> 以下	<u>日本工業規格K〇一〇二</u> （以下「規格」という。） <u>五十五</u> に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 <u>三十八</u> に定める方法（規格 <u>三十八・一・一</u> に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	<u>昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一</u> に掲げる方法又は規格 <u>三十一・一</u> に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、 <u>昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二</u> に掲げる方法）
鉛	検液 <u>一リットル</u> につき	規格 <u>五十四</u> に定める方法

	0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチ	検液1リットルにつき	平成9年環境庁告示第10号付

	0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	規格六十五・二に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三十一号)第一条第3項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、試料1キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	昭和四十七年総理府令第六十六号に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
(新設)		

レン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002ミリグラム以下	表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法

1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法

	下	
シマジン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.003ミリグラム</u> 以下	<u>昭和46年環境庁告示第59号付表6</u> の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.02ミリグラム</u> 以下	<u>昭和46年環境庁告示第59号付表6</u> の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	<u>日本産業規格K0125</u> の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	規格 <u>67.2</u> 、 <u>67.3</u> 又は <u>67.4</u> に定める方法
ふっ素	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.8ミリグラム</u> 以下	規格 <u>34.1</u> （規格34の備考1を除く。）若しくは <u>34.4</u> に定める方法又は規格 <u>34.1.1c</u> に定める方法及び <u>昭和46年環境庁告示第59号付表7</u> に掲げる方法
ほう素	検液 <u>1リットル</u> につき <u>1ミリグラム</u> 以下	規格 <u>47.1</u> 、 <u>47.3</u> 又は <u>47.4</u> に定める方法
(削る。)		
<u>1,4</u> -ジ オキサン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.05ミリグラム</u> 以下	<u>昭和46年環境庁告示第59号付表8</u> に掲げる方法

備考

1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行

	下	
シマジン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.003ミリグラム</u> 以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五</u> の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.02ミリグラム</u> 以下	<u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五</u> の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	<u>日本工業規格K0125</u> の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	規格 <u>六十七.2</u> 、 <u>六十七.3</u> 又は <u>六十七.4</u> に定める方法
ふっ素	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.8ミリグラム</u> 以下	規格 <u>三十四.1</u> 若しくは <u>三十四.4</u> に定める方法又は <u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六</u> に掲げる方法
ほう素	検液 <u>1リットル</u> につき <u>1ミリグラム</u> 以下	規格 <u>四十七.1</u> 若しくは <u>四十七.3</u> に定める方法又は <u>昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七</u> に掲げる方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.002ミリグラム</u> 以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年環境庁告示第十号付表）に掲げる方法
<u>1,4</u> -ジ オキサン	検液 <u>1リットル</u> につき <u>0.05ミリグラム</u> 以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）付表七に掲げる方法

備考

2 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を

うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。

2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

4 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。

5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

(1) 規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(2) 規格34.1.1c)に定める方法にあつては、注(2)第3文及び規格34の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土等」と読み替えるものとする。

二 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

三 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

四 六価クロムの項目について、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇—七〇・七の七に定める操作を行うものとする。

(新設)

五 ふっ素の項目について、昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法による測定は、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合にあつては、当該方法と併せて規格三十四・一に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、平成三年環境庁告示第四十六号の例によるものとする。

別表第2 (土壌含有量基準)

項目	基準値	測定方法
----	-----	------

(土壌含有量基準)

項目	基準値	測定方法
----	-----	------

カドミウム及びその化合物	再生土1キログラムにつきカドミウム <u>45ミリグラム</u> 以下	規格 <u>55</u> に定める方法（準備操作にあつては、規格 <u>52</u> の備考 <u>6</u> に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	再生土1キログラムにつき六価クロム <u>250ミリグラム</u> 以下	規格 <u>65.2</u> （規格 <u>65.2.7</u> を除く。）に定める方法
シアン化合物	再生土1キログラムにつき遊離シアン <u>50ミリグラム</u> 以下	規格 <u>38</u> に定める方法（規格 <u>38.1</u> 及び <u>38</u> の備考 <u>11</u> に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	再生土1キログラムにつき水銀 <u>15ミリグラム</u> 以下	昭和46年環境庁告示 <u>第59号</u> 付表 <u>2</u> に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土1キログラムにつきセレン <u>150ミリグラム</u> 以下	規格 <u>67.2</u> 、 <u>67.3</u> 又は <u>67.4</u> に定める方法
鉛及びその化合物	再生土1キログラムにつき鉛 <u>150ミリグラム</u> 以下	規格 <u>54</u> に定める方法（準備操作にあつては、規格 <u>52</u> の備考 <u>6</u> に定める方法を除く。）
砒（ひ）素及びその化合物	再生土1キログラムにつき砒素 <u>150ミリグラム</u> 以下	規格 <u>61</u> に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土1キログラムにつきふっ素 <u>4,000ミリグラム</u> 以下	規格 <u>34.1</u> （規格 <u>34</u> の備考 <u>1</u> を除く。）若しくは <u>34.4</u> に定める方法又は規格 <u>34.</u>

カドミウム及びその化合物	再生土等一キログラムにつきカドミウム <u>百五十ミリグラム</u> 以下	日本工業規格 <u>K〇一〇二</u> （以下「規格」という。） <u>五十五</u> に定める方法（準備操作にあつては、規格 <u>五十二</u> の備考 <u>六</u> に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	再生土等一キログラムにつき六価クロム <u>二百五十ミリグラム</u> 以下	規格 <u>六十五.二</u> に定める方法（ただし、規格 <u>六十五.二.六</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格 <u>K〇一七〇一七</u> の七の a 又は b に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	再生土等一キログラムにつき遊離シアン <u>五十ミリグラム</u> 以下	規格 <u>三十八</u> に定める方法（規格 <u>三十八.一</u> に定める方法を除く）
水銀及びその化合物	再生土等一キログラムにつき水銀 <u>十五ミリグラム</u> 以下	昭和四十六年十二月環境庁告示 <u>第五十九号</u> （水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表 <u>1</u> に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土等一キログラムにつきセレン <u>百五十ミリグラム</u> 以下	規格 <u>六十七.二</u> 、 <u>六十七.三</u> 又は <u>六十七.四</u> に定める方法
鉛及びその化合物	再生土等一キログラムにつき鉛 <u>百五十ミリグラム</u> 以下	規格 <u>五十四</u> に定める方法（準備操作にあつては、規格 <u>五十二</u> の備考 <u>六</u> に定める方法を除く。）
砒（ひ）素及びその化合物	再生土等一キログラムにつき砒素 <u>百五十ミリグラム</u> 以下	規格 <u>六十一</u> に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土等一キログラムにつきふっ素 <u>四千ミリグラム</u> 以下	規格 <u>三十四.一</u> 若しくは <u>三十四.四</u> に定める方法又は規格 <u>三十四.一c</u> （注六第三文を除

		<u>1. 1 c) (注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)</u> に定める方法及び <u>昭和46年環境庁告示第59号付表7</u> に掲げる方法
ほう素及びその化合物	<u>再生土1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下</u>	規格 <u>47.1</u> 、 <u>47.3</u> 又は <u>47.4</u> に定める方法

備考

- 平成15年環境省告示第19号に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、付表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 六価クロム化合物の項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- ふっ素及びその化合物の項目について、規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

別表第3 (ダイオキシン類に関する基準)

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	<u>1,000 pg-TEQ/g</u> 以下	<u>再生土</u> 中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等 (ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。)

		く。)に定める方法及び <u>水質環境基準告示付表六</u> に掲げる方法
ほう素及びその化合物	<u>再生土等一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下</u>	規格 <u>四十七・一</u> 、 <u>四十七・三</u> 又は <u>四十七・四</u> に定める方法

備考

- 平成十五年環境省告示第十九号に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土等」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(ダイオキシン類に関する基準)

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	<u>千 pg-TEQ/g</u> 以下	<u>土壌</u> 中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等 (ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下

		以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
--	--	---

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表に掲げる測定方法により測定した値とみなす
- 3 環境基準が達成されている場合であって、再生土中のダイオキシン類の量が250 pg—TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250 pg—TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

附 則（令和3年 月 日）

（施行期日）

- 1 この行政指導指針は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1カドミウムの項及びトリクロロエチレンの項並びに別表第2カドミウム及びその化合物の項中基準値を改める改正規定は、同年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 前項ただし書の改正規定の施行に関し必要な経過措置は、知事が定める。

		同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
--	--	---

備考

- 1 基準値は、二、三、七、八—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に二を乗じた値を上限、簡易測定値に〇・五を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が二百五十 pg—TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に二を乗じた値が二百五十 pg—TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。